

(重要)本事務連絡は、①本日4月8日(水)にスポーツ庁より発表した新型コロナウイルス感染症に係るスポーツ関係者向け支援施策パッケージ「スポーツを未来につなぐ」について、及び②4月7日(火)に新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)第32条第1項の規定に基づき、新型インフルエンザ等対策本部長である内閣総理大臣より行われた「新型インフルエンザ等緊急事態宣言」に係る事項について、の2点について周知するものです。関係者に周知願います。

独立行政法人日本スポーツ振興センター
公益財団法人日本スポーツ協会
公益財団法人日本オリンピック委員会 御中
公益財団法人日本障がい者スポーツ協会
公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会
各スポーツ関係団体

スポーツ庁政策課

新型コロナウイルス感染症に係るスポーツ関係者向け支援施策パッケージ
「スポーツを未来につなぐ」について、及び
4月7日に新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条第1項の規定に基づき
行われた「新型インフルエンザ等緊急事態宣言」について

1. 新型コロナウイルス感染症に係るスポーツ関係者向け支援施策パッケージ
「スポーツを未来につなぐ」について

スポーツに係る大会・イベントの自粛等、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するため、各種の御協力をいただきまして誠にありがとうございます。

昨日(4月7日)、「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」及び令和2年度補正予算案が閣議決定されました。これらを踏まえ、スポーツ庁において、4月8日付で、「スポーツを未来につなぐ」というメッセージの下に、スポーツに関係する団体や個人向けの支援施策パッケージを取りまとめましたのでご案内します(別添参照)。内容等について御不明な点がありましたら、参考資料1の2枚目に記載する各事業の連絡先までお問い合わせください。

また、スポーツ庁のホームページにも各事業の概要と問い合わせ先等を掲載しておりますので、積極的に御活用ください。こちらに掲載の情報は随時更新をさせていただきますので、御留意のほどよろしくお願いいたします。

各団体におかれましては、本件について、下記参考情報とあわせ、加盟・登録団体に対しても周知いただくようお願いいたします。

2. 4月7日に新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条第1項の規定に基づき行われた「新型インフルエンザ等緊急事態宣言」について

昨日、第27回新型コロナウイルス感染症対策本部が開催され、新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「法」という。）第32条第1項の規定に基づき、緊急事態宣言が発出されたところです。緊急事態措置を実施すべき期間は、令和2年4月7日から5月6日までの1か月間、実施すべき区域は、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、大阪府、兵庫県、及び福岡県の7都府県となっており、感染拡大の状況等から措置を実施する必要がなくなったと認められるときは、速やかに緊急事態を解除することとされています。

また、緊急事態宣言を行ったことを踏まえ、同本部において、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」の改正が行われました。その中では、

- ・感染を拡大させるリスクが高いと考えられる①密閉空間、②密集場所、③密接場面という3つの条件（「3つの密」）のある場以外の場であっても、人混みや近距離での会話、特に大きな声を出すことや歌うことにはリスクが存在すると考えられ、また、激しい呼吸や大きな声を伴う運動についても感染リスクがある可能性が指摘されていること。（P5-6）
- ・特定都道府県（緊急事態宣言の対象区域に属する都道府県。以下同じ。）は、まずは、法第45条第1項に基づく外出の自粛等について協力の要請を行うこと。その上で、法第24条第9項に基づく施設の使用制限の要請を行い、法第45条第2項から第4項までにに基づく施設の使用制限の要請、指示等を行うに当たっては、国に協議の上、必要に応じて専門家の意見も聞きつつ、外出の自粛などの協力の要請の効果を見極めた上で行うこと。（P10）
- ・都道府県は、特に、全国的かつ大規模な催物等の開催については、リスクへの対応が整わない場合は中止又は延期することを含め、主催者による慎重な対応を求めること。特定都道府県は、法第24条第9項及び法第45条第2項に基づき、感染の拡大につながるおそれのある催物（イベント）開催の制限の要請等を行うこと。（P10-11）
- ・特定都道府県の行う法第45条第1項に基づく外出の自粛要請に関して、屋外での運動や散歩など生活の維持のために必要なものは、その対象にはならないと考えられること。（P12）

など、スポーツ活動に関わりの深い内容も示されているところです。

各団体におかれましては、改正基本的対処方針の内容について御了知いただくとともに、各都道府県からの要請等の内容に十分に御留意いただき、引き続き、安全確保に細心の注意を払い、感染拡大防止に万全を期するようお願いいたします。また、本件について、下記参考情報とあわせ、加盟・登録団体に対しても周知いただくようお願いいたします。

なお、国際競技力の強化のためのスポーツ医・科学の中核拠点であるとともにトップアスリートの活動拠点であるハイパフォーマンススポーツセンター（HPSC）については、この度の緊急事態宣言において東京都が対象となったことを踏まえ、施設管理者である独立行政法人日本スポーツ振興センター（JSC）において5月6日まで施設の

営業を中止することとしたところですが、アスリートやコーチ等に対し、メディカルに関する相談業務や、栄養、心理、コンディショニング等について可能な限り遠隔での支援を継続することとしておりますので、申し添えます。

記

○上記 1. 関係

(別添参考資料)

参考資料 1 : 新型コロナウイルス感染症に係るスポーツ関係者向け支援施策パッケージ「スポーツを 未来につなぐ」及び各事業連絡先

参考資料 2 : 「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」(令和 2 年 4 月 7 日閣議決定)における、新型コロナウイルス感染症に係るスポーツ関係者向け支援施策パッケージパッケージ関係部分抜粋

参考資料 3 : スポーツ庁関係令和 2 年度補正予算予定額

- ・新型コロナウイルス経済対策 スポーツ団体・個人向け支援策一覧

https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop01/list/detail/jsa_00008.html

- ・「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」(令和 2 年 4 月 7 日閣議決定)

<https://www5.cao.go.jp/keizai/keizaitaisaku/keizaitaisaku.html>

○上記 2. 関係

- ・令和 2 年 4 月 7 日 新型コロナウイルス感染症対策本部 (第 27 回)

https://www.kantei.go.jp/jp/98_abe/actions/202004/07corona.html

- ・令和 2 年 4 月 7 日 安倍内閣総理大臣記者会見

https://www.kantei.go.jp/jp/98_abe/statement/2020/0407kaiken.html

- ・新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針 (令和 2 年 4 月 7 日改正)

[https://www.kantei.go.jp/jp/singi/novel_coronavirus/th_siryu/kihon_h\(4.7\).pdf](https://www.kantei.go.jp/jp/singi/novel_coronavirus/th_siryu/kihon_h(4.7).pdf)

○その他

- ・文部科学省ホームページ「新型コロナウイルスに関連した感染症対策に関する対

応について」

https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/index.html

- ・ 新型コロナウイルスに関連した感染症対策に関する対応について
(内閣官房ホームページ)

http://www.cas.go.jp/jp/influenza/novel_coronavirus.html

本事務連絡についての連絡先

スポーツ庁政策課

電話:03-5253-4111 (内線 3791、2673)

メール : sseisaku@mext.go.jp

スポーツを 未来につなぐ

スポーツ団体・個人向け
支援策パッケージ

雇用維持・事業継続 支援

STEP. 1

団体・個人向けの政府全体の
支援策をスポーツ団体に提示

- ・金融公庫等による
緊急貸付・保証枠の拡充
- ・**雇用調整助成金**の特例措置
の大幅な拡充
- ・**緊急小口資金**の特例貸付 等

事業継続や生活に困る中小・
小規模事業者等や世帯に対する
新たな給付金制度を創設

**放棄したチケットの払戻
請求額分を寄附金控除**
の対象とする税制改正

安全・安心な環境 における再開等の支援

STEP. 2

スポーツイベントの
感染症拡大防止対策（サーモ
メーター、消毒用アルコール等）
の**経費支援**

公立社会体育施設に対する
換気扇・ファン・空気調整機の
整備のための改修

トップアスリートが安全・安心に
利用できるようにするための
**ハイパフォーマンス
スポーツセンター**の
空調設備更新等の**感染症予防
対策・相談体制の強化**

スポーツへの関心と 熱意の盛り上げ支援

STEP. 3

スポーツイベントの
継続的な顧客獲得のための
広報経費の支援

スポーツによる**地域活性化・
交流イベントの開催経費の
支援**

イベント・エンターテインメント
事業を対象に、一定期間、
**官民一体型の消費喚起キャン
ペーン**を実施
（イベント・エンターテインメン
トの**チケット**を購入した消費
者に対し、**割引・ポイント・
クーポン券等**を付与する等）

イベント自粛や一斉休校による
子供の**運動不足解消**のための
運動機会創出プランの実施や
コンテンツの情報提供

スポーツの価値を
再び実感する社会へ

TARGET

スポーツの持つ力や
素晴らしさが
社会の活力に
つながるよう、
安全と安心の下に
我が国に
スポーツを取り戻す。



STEP. 1

❗ 団体・個人向けの政府全体の支援策をスポーツ団体に提示

- ・金融公庫等による**緊急貸付・保証枠の拡充**
- ・**雇用調整助成金**の特例措置の大幅な拡充
- ・**緊急小口資金の特例貸付等**

【お問合せ先】 

文部科学省 HP

「新型コロナウイルスに関連した感染症対策に関する対応について」を検索

⇒「スポーツ関係者の皆様へ」

⇒「新型コロナウイルス感染症で影響を受ける事業者への各種支援策について（令和2年4月1日）（スポーツ関係団体宛）」

❗ 事業継続に困る中小・小規模事業者等や生活に困る世帯に対する**新たな給付金制度を創設**

【お問合せ先】 **近日中**

制度創設後、速やかに掲載予定



❗ **チケット払戻請求権放棄を寄附金控除とする税制改正**

【お問合せ先】 

(観戦チケットの払戻について)
スポーツ庁参事官(民間スポーツ担当) 付
スポーツ人材係 03-6734-2686

(イベント参加料の払戻しについて)
スポーツ庁健康スポーツ課
企画係 03-6734-2688

STEP. 2

❗ **スポーツイベントの感染症拡大防止対策**
(サーモメーター、消毒用アルコール等)
の経費支援

【お問合せ先】 

(全国規模のリーグ又は大会の主催者)
スポーツ庁参事官(民間スポーツ担当) 付
企画係 03-6734-3943

(地域スポーツコミッション)
スポーツ庁参事官(地域振興担当) 付
地域振興係 03-6734-3931

(障害者スポーツ団体)
スポーツ庁健康スポーツ課
障害者スポーツ振興室 障害者スポーツ係
03-6734-3490

❗ **公立社会体育施設**に対する換気扇・ファン・空気調整機の整備のための改修

【お問合せ先】 

スポーツ庁参事官(地域振興担当) 付
施設整備係 03-6734-3934

❗ トップアスリートが安全・安心に利用できるようにするための**ハイパフォーマンススポーツセンター**の空調設備更新等の**感染症予防対策・相談体制の強化**

【お問合せ先】 

スポーツ庁競技スポーツ課
庶務係 03-6734-2678
国立スポーツ科学センタースポーツクリニック
※NTC利用競技団体の代表ドクターからに限ります。
03-5963-0211

STEP. 3

❗ スポーツイベントの継続的な顧客獲得のための**広報経費の支援**

【お問合せ先】 

STEP.2「スポーツイベントの感染症拡大防止対策」におなじ。

❗ スポーツによる地域活性化・交流イベントの**開催経費の支援**

【お問合せ先】 

スポーツ庁参事官(地域振興担当) 付
地域振興係 03-6734-3931

❗ イベント・エンターテインメント事業を対象に、一定期間、**官民一体型の消費喚起キャンペーン**を実施(イベント・エンターテインメントの**チケット**を購入した消費者に対し、**割引・ポイント・クーポン券**等を付与する等)

【お問合せ先】 **近日中**

制度創設後、速やかに掲載予定



❗ イベント自粛や一斉休校による**子供の運動不足解消**のための**運動機会創出プラン**の実施や**コンテンツの情報提供**

【お問合せ先】 

スポーツ庁健康スポーツ課
事業係 03-6734-3939

※令和2年4月8日時点

「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」（令和2年4月7日閣議決定）
パッケージ関係部分抜粋

STEP.1 雇用維持・事業継続支援

○「事業継続や生活に困る中小・小規模事業者等や世帯に対する新たな給付金制度を創設」
関係

第2章 取り組む施策

Ⅱ. 雇用の維持と事業の継続

3. 事業継続に困っている中小・小規模事業者等への支援

特に厳しい状況にある幅広い業種・事業形態の中堅・中小・小規模事業者、フリーランスを含む個人事業主に対して、万全のセーフティネットを構築すべく、事業の継続を支え、事業全般に広く使える、再起の糧とするための新たな給付金制度を創設する。具体的には、「持続化給付金（仮称）」として、事業収入が前年同月比50%以上減少した事業者について、中堅・中小企業は上限200万円、個人事業主は上限100万円の範囲内で、前年度の事業収入からの減少額を給付する。その際、苦境にある事業者等に対して、確実に制度の概要が伝わるよう事前の周知に注力するとともに、文化芸術をはじめとする幅広い業態の特殊性も踏まえ、申請者の事務負担を考慮して、電子申請を原則とするなど、可能な限り簡便な手続とし、申請から給付までの期間を極力短くする。（略）

- ・ 中小・小規模事業者等に対する新たな給付金（持続化給付金（仮称））（経済産業省）
（略）

4. 生活に困っている世帯や個人への支援

感染症の影響を受け収入が減少し、事態収束も見通せずに日々の生活に困窮している方々に対し、迅速に、手厚い、思い切った支援の手を差し伸べる観点から、休業等により収入が減少し、生活に困っている世帯に対して、生活維持のために必要な資金を迅速に交付する新しい給付金制度を創設する。具体的には、世帯主の月間収入（本年2月～6月の任意の月）が、①新型コロナウイルス感染症発生前に比べて減少し、かつ年間ベースに引き直すと個人住民税均等割非課税水準となる低所得世帯や、②新型コロナウイルス感染症発生前に比べて大幅に減少（半減以上）し、かつ年間ベースに引き直すと個人住民税均等割非課税水準の2倍以下となる世帯等を対象として、1世帯当たり30万円の給付を行う。給付に当たり、収入状況を証する書類等を付して市町村に申請を行うこととなるが、市町村の事務負担を考慮するとともに、文化芸術

をはじめとする業態の特殊性も含め、申請者の事務負担を考慮して、可能な限り簡便な手続とする。あわせて、オンライン申請受付等のシステム整備を行う。その際、マイナンバーカードの活用等、迅速な給付システムについて検討を行う。(略)

- ・生活に困っている世帯に対する新たな給付金（生活支援臨時給付金（仮称））（総務省）
(略)

○「放棄したチケットの払戻請求額分を寄附金控除の対象とする税制改正」関係

第2章 取り組む施策

II. 雇用の維持と事業の継続

5. 税制措置

新型コロナウイルス感染症の我が国社会経済に与える影響が甚大なものであることに鑑み、感染症及びその蔓延防止のための措置の影響により厳しい状況に置かれている納税者に対し、緊急に必要な税制上の措置を講ずる。

(略)

政府の自粛要請を踏まえて一定の文化芸術・スポーツイベントを中止等した主催者に対し、観客等が入場料等の払戻しを請求しなかった場合には、放棄した金額を寄附金控除（所得控除又は税額控除）の対象とする。

(略)

- ・文化芸術・スポーツイベントを中止等した主催者に対する払戻請求権を放棄した観客等への寄附金控除の適用（文部科学省）

III. 次の段階としての官民を挙げた経済活動の回復

2. 地域経済の活性化

(略) 人々の心を癒し、明日への希望を与え、社会の基盤をなす文化芸術と、心身の健康につながり、夢と感動、勇気を与えるスポーツは、いずれも豊かで潤いのある生活に極めて重要な存在である。各地で中止・延期等を余儀なくされた文化芸術・スポーツ活動に対する関心と熱意を盛り上げるべく、事業継続や生活維持に係る支援のほか、新型コロナウイルス感染症対策を含め活動再開に向けた十分な支援を行い、各地域で多種多様な文化芸術、スポーツ体験の機会の創出を通じて、地域の活性を取り戻す。(略)

- ・文化芸術・スポーツイベントを中止等した主催者に対する払戻請求権を放棄した観客等への寄附金控除の適用（文部科学省）【再掲】

STEP.2 安全・安心な環境における再開等の支援

- 「スポーツイベントの感染症拡大防止対策（サーモネーター、消毒用アルコール等）の経費支援」関係

第2章

Ⅲ. 次の段階としての官民を挙げた経済活動の回復

2. 地域経済の活性化

（略）人々の心を癒し、明日への希望を与え、社会の基盤をなす文化芸術と、心身の健康につながり、夢と感動、勇気を与えるスポーツは、いずれも豊かで潤いのある生活に極めて重要な存在である。各地で中止・延期等を余儀なくされた文化芸術・スポーツ活動に対する関心と熱意を盛り上げるべく、事業継続や生活維持に係る支援のほか、新型コロナウイルス感染症対策を含め活動再開に向けた十分な支援を行い、各地域で多種多様な文化芸術、スポーツ体験の機会の創出を通じて、地域の活性を取り戻す。（略）

- ・スポーツイベント再開に向けた感染症防止対策・広報等支援（文部科学省）
（略）

- 「公立社会体育施設に対する換気扇・ファン・空気調整機の整備のための改修」関係
○「トップアスリートが安全・安心に利用できるようにするためのハイパフォーマンススポーツセンターの空調設備更新等の感染症予防対策・相談体制の強化」関係

第2章 取り組む施策

Ⅲ. 次の段階としての官民を挙げた経済活動の回復

2. 地域経済の活性化

（略）人々の心を癒し、明日への希望を与え、社会の基盤をなす文化芸術と、心身の健康につながり、夢と感動、勇気を与えるスポーツは、いずれも豊かで潤いのある生活に極めて重要な存在である。各地で中止・延期等を余儀なくされた文化芸術・スポーツ活動に対する関心と熱意を盛り上げるべく、事業継続や生活維持に係る支援のほか、新型コロナウイルス感染症対策を含め活動再開に向けた十分な支援を行い、各地域で多種多様な文化芸術、スポーツ体験の機会の創出を通じて、地域の活性を取り戻す。（略）

- ・文化芸術・スポーツ施設への感染症防止対策等支援（文部科学省）
（略）

STEP.3 スポーツへの関心と熱意の盛り上げ支援

- 「スポーツイベントの継続的な顧客獲得のための広報経費の支援」関係
- 「スポーツによる地域活性化・交流イベントの開催経費の支援」関係

第2章 取り組む施策

Ⅲ. 次の段階としての官民を挙げた経済活動の回復

2. 地域経済の活性化

(略) 人々の心を癒し、明日への希望を与え、社会の基盤をなす文化芸術と、心身の健康につながり、夢と感動、勇気を与えるスポーツは、いずれも豊かで潤いのある生活に極めて重要な存在である。各地で中止・延期等を余儀なくされた文化芸術・スポーツ活動に対する関心と熱意を盛り上げるべく、事業継続や生活維持に係る支援のほか、新型コロナウイルス感染症対策を含め活動再開に向けた十分な支援を行い、各地域で多種多様な文化芸術、スポーツ体験の機会の創出を通じて、地域の活性を取り戻す。(略)

- ・スポーツイベント再開に向けた感染症防止対策・広報等支援（文部科学省）
(略)

- 「イベント・エンターテインメント事業を対象に、一定期間、官民一体型の消費喚起キャンペーンを実施」関係

第2章 取り組む施策

Ⅲ. 次の段階としての官民を挙げた経済活動の回復

1. 観光・運輸業、飲食業、イベント・エンターテインメント事業等に対する支援

今回の新型コロナウイルス感染症の影響により、売上等に甚大な打撃を被った観光・運輸業、飲食業、イベント・エンターテインメント事業を対象に、Go To キャンペーン（仮称）として、新型コロナウイルス感染症の拡大が収束した後の一定期間に限定して、官民一体型の消費喚起キャンペーンを実施する。具体的には、キャンペーン期間中の旅行商品を購入した消費者や飲食店を予約・来店した消費者、飲食店で使える食事券を購入した消費者、イベント・エンターテインメントのチケットを購入した消費者に対し、割引・ポイント・クーポン券等を付与する。その際、キャンペーン全体で統一的な事務局を設置の上、全国津々浦々から本事業に参加する事業者を募集する。(略)

- ・Go To キャンペーン事業（仮称）（内閣官房、経済産業省、国土交通省、農林水産省）
(略)

○イベント自粛や一斉休校による子供の運動不足解消のための運動機会創出プランの実施
やコンテンツの情報提供

第2章 取り組む施策

I. 感染拡大部施策と医療提供体制の整備及び治療薬の開発

8. 学校の臨時休業等を円滑に進めるための環境整備

感染拡大防止のための学校の臨時休業等により影響を受ける子育て世帯に対して、子供の居場所・学習機会・心のケア等の確保や修学旅行の中止・延期に伴う追加的費用の支援、子供の世話をする保護者の有給での休暇取得支援を図る。

(略)

・子供たちの自然体験・文化芸術体験・運動機会の創出（文部科学省）

(略)

III. 次の段階としての官民を挙げた経済活動の回復

2. 地域経済の活性化

(略) 人々の心を癒し、明日への希望を与え、社会の基盤をなす文化芸術と、心身の健康につながり、夢と感動、勇気を与えるスポーツは、いずれも豊かで潤いのある生活に極めて重要な存在である。各地で中止・延期等を余儀なくされた文化芸術・スポーツ活動に対する関心と熱意を盛り上げるべく、事業継続や生活維持に係る支援のほか、新型コロナウイルス感染症対策を含め活動再開に向けた十分な支援を行い、各地域で多種多様な文化芸術、スポーツ体験の機会の創出を通じて、地域の活性を取り戻す。(略)

・子供たちの自然体験・文化芸術体験・運動機会の創出（文部科学省）【再掲】

(略)

令和2年度 補正予算予定額の概要

ス ポ ー ツ 庁

(単位：億円)

令和2年度
補正予算予定額

- **子供の運動不足解消のための運動機会創出プラン** 3
新型コロナウイルスの感染リスクに備え、全国の学校に対する一斉の臨時休業の要請と、全国的なスポーツ・文化イベントの中止等の要請が行われたため、子供の運動不足による体力の低下が懸念されている。今後、学校の一斉休業が解除され、子供の遊ぶ機会が一定程度増えることは予想されるが、一度失われた運動習慣を取り戻すことは容易ではない。早急に対応が必要な状況となっており、子供が安心・安全に楽しく気軽に運動遊びに親しめる機会を創出し子供の運動不足の解消を図る。

- **安全で安心してスポーツができる体育館・武道場の施設整備** 6
現在、新型コロナウイルスが世界的にまん延(パンデミック)しており、公共施設をはじめ多くの施設が閉鎖を余儀なくされ、地域住民や子供の運動機会が奪われている状況である。体育・スポーツ施設の中でも、体育館・武道場は、地域住民と子供に運動機会を提供する上で重要な施設である。本事業は、今般の感染症による上記の状況に対応するため、体育館等において、換気扇・ファン・空気調整機の必要な整備を支援するものである。

- **スポーツイベントの再開支援** 9
スポーツイベントの主催者による会場における新型コロナウイルス感染症拡大防止対策及び継続的な集客等のための広報への支援を行うことにより、スポーツイベントの円滑かつ本格的な再開又は実施を促進する。

- **ハイパフォーマンススポーツセンター (HPSC) における感染症対策のための施設整備** 2
ハイパフォーマンススポーツセンターの国立スポーツ科学センター(JISS)は、競技力強化のためのスポーツ医・科学研究の中核拠点として、我が国のトップアスリートの強化活動を支えている。東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会に向けて、今般の新型コロナウイルスをはじめとする感染症の感染拡大防止のため、JISSの空調設備を整備する。

合計：20億円

子供の運動不足解消のための運動機会創出プラン

令和2年度補正予算 予定額：325,460千円

目的

新型コロナウイルスの感染リスクに備え、全国の学校に対する一斉の臨時休業の要請と、全国的なスポーツ・文化イベントの中止等の要請が行われたため、子供の運動不足による体力の低下が懸念されている。今後、学校の一斉休業が解除され、子供の遊ぶ機会が一定程度増えることは予想されるが、一度失われた運動習慣を取り戻すことは容易ではない。早急に対応が必要な状況となっており、子供が安心・安全に楽しく気軽に運動遊びに親しめる機会を創出し子供の運動不足の解消を図る。

具体的な事業内容

子供の運動不足解消のための機会創出

子供の体力向上を図るためには、誰でも楽しく気軽に苦手意識を持つことなくできる「運動遊び」が有効であるが、子供が運動遊びに親しみそれを習慣化させるためには、実際に体験し、その楽しさを学ぶことが必要。

日本スポーツ協会(JSPO)

ACPを活用した運動遊び体験

全国の小学校、総合型地域スポーツクラブ、スポーツ少年団等において、アクティブ・チャイルド・プログラム(ACP)を活用しながら、子供と一緒に楽しく運動したり、体験活動等を実施する機会を提供各スポーツ協会が地方自治体のニーズを把握し、連携協働しながら事業を実施、ノウハウを共有

ACPとは：JSPOが開発した、子どもが発達段階に応じて身につけておくことが望ましい動きを習得する運動プログラム

実施地域の参加者以外に普及・周知

運動遊びの機運醸成

運動不足の解消

運動遊びの習慣化



事業の連携協働

各スポーツ協会

地方自治体

地域ニーズ

ノウハウの共有

スポーツ少年団

総合型クラブ

全国500箇所で開催

連携



S I L 加盟団体
実施先自治体・企業等

子供が安心・安全に楽しく気軽に運動・スポーツに親しめる機会の創出と子供の体力向上

安全で安心にスポーツができる体育館・武道場の施設整備

(学 校 施 設 環 境 改 善 交 付 金) 令和2年度補正予算 予定額 : 582,933千円

事業概要

現在、新型コロナウイルスが世界的にまん延(パンデミック)しており、公共施設をはじめ多くの施設が閉鎖を余儀なくされ、地域住民や子供の運動機会が奪われている状況である。体育・スポーツ施設の中でも、体育館・武道場は、地域住民と子供に運動機会を提供する上で重要な施設である。本事業は、一般の感染症による上記の状況に対応するため、体育館等において、換気扇・ファン・空気調整機の必要な整備を支援するものである。

- 新型コロナウイルス感染症対策専門家会議(令和2年3月9日、19日)
・・・これまで、換気の悪い閉鎖空間で人が近距離で会話や発語を続ける環境、例えば、屋形船、スポーツジム、ライブハウス、展示商談会、懇親会等での発生が疑われるクラスターの発生が報告されています。・・・手洗いなどの基本的な感染症対策の徹底にもご留意ください。
- クラスター(集団)の発生のリスクを下げるための3つの原則 : 1. 換気を励行する
● ポスト2020を見据えたスポーツレガシーの実現のための提言(令和元年12月3日、スポーツ議員連盟 スポーツレガシーの在り方に関する検討プロジェクトチーム)
熱中症対策のため、地域の体育・スポーツ施設における冷房設備の整備や気温の低い夜間での活動を可能とするナイター照明の設置等は急務である。スポーツ施設・設備の環境の整備により、プレイヤーの生命・身体の安全を確保できるだけでなく、地域住民への施設・設備の開放や、社会人のスポーツ実施率の向上、災害時の避難所環境の充実など効果も生じさせることができる。
- まち・ひと・しごと創生総合戦略(令和元年12月20日、閣議決定)
スポーツを活用した経済の活性化:スタジアム・アリーナなどの集客力を有する施設を地域資源と捉え、施設に関わる多様な主体が一体となって、スタジアム・アリーナを核としたまちづくりに関する取組を支援する。

対象

全国の各道府県・市区町村が所有する公立社会体育施設

整備内容

既存の体育館に対する換気扇・ファン・空気調整機の整備のための改修

補助率: 1 / 3



(整備の一例)
換気扇の設置

スポーツイベントの再開支援

令和2年度補正予算 予定額 864,746千円

◆趣旨・目的

スポーツイベントの主催者による会場における新型コロナウイルス感染症拡大防止対策及び継続的な集客等のための広報への支援を行うことにより、スポーツイベントの円滑かつ本格的な再開又は実施を促進する。

◆支援内容

以下の①～③に必要な経費の一部を補助する。

①新型コロナウイルス感染症の拡大防止

- ✓サーモーター、消毒用アルコール等の購入
- ✓検温、監視、観客情報の把握など追加的な人員確保のために必要な経費（Cのみ）

②継続的な集客等のための広報

- ✓適切な感染拡大防止策を講じている旨の広報や集客のための広報に必要な経費
- ✓感染への不安等から自宅での観戦を希望する者や新規ファンとなり得る潜在的顧客に対し、臨場感を持って観戦可能な放送・配信用コンテンツの作成に必要な費用

③スポーツによる地域活性化・交流イベントの開催経費（Bのみ）

- ✓②の広報と一体的に実施することで相乗効果を図るイベント（一定基準以上のもの）の開催に必要な経費

◆補助対象等

A. 全国規模のリーグ又は大会の主催者であって、社団法人又は財団法人のスポーツ団体等
：1会場当たり 上限1,000万円（1/2補助）

B. 地域スポーツコミッション
：1団体当たり 上限 400万円（① 1/2補助、②③定額補助）

C. 障害者スポーツ団体
：上限2,000万円（定額補助）

【A. 及びB. の共通要件】

- ・スポーツイベントの中止、延期又は規模縮小により入場料収入や参加料収入等が減少していること

ハイパフォーマンススポーツセンターにおける感染症対策のための施設整備

令和2年度補正予算 予算額180,000千円

概要: ハイパフォーマンススポーツセンターの国立スポーツ科学センター(JISS)は、競技力強化のためのスポーツ医・科学研究の中核拠点として、我が国のトップアスリートの強化活動を支えている。東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会に向けて、一般の新型コロナウイルスをはじめとする感染症の感染拡大防止のため、JISSの空調設備を整備する。

スポーツ医・科学研究拠点の施設整備

国立スポーツ科学センター(JISS)



【空調設備(送風機)】



【空調設備(ファンコイル)】

費用:1.8億円

内容:竣工後、19年が経過しているJISSの空調設備(ユニット空調機、送風機、ファンコイル、ポンプ)の更新工事を実施する。
(整備箇所:シンクロプール、競泳プール、メディカルセンター、宿泊室等)



クラスター(集団)の発生のリスクを下げるための3つの原則

1. 換気を励行する
2. 人の密度を下げる
3. 近距離での会話や発声、高唱を避ける

「新型コロナウイルス感染症のクラスター(集団)発生のリスクが高い日常生活における場面についての考え方」(2020年3月9日 新型コロナウイルス感染症対策専門会議)より抜粋